

中津市社会福祉法人等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき設立又は開設された社会福祉法人又は認定された社会福祉連携推進法人（以下「法人」という。）に対し、法第56条第1項、又は法第144条準用後の法第56条第1項及びその他関係法令の規定に基づいて行う指導監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(監査の基本理念)

第2条 監査は、関係法令等に照らし法人運営管理の適否を具体的に検討することにより、適正な法人運営等の確保を図ることを目的とするものであり、単なる経理の監査や形式的な指示指摘にとどまってはならないものとする。

また、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、法人の関係職員にその責務を自覚させるとともに、全関係者の組織的、協力的活動を助長し、適正かつ効率的な事業運営が確保されるよう努めるものとする。

(監査の種類)

第3条 監査の種類は、一般監査と特別監査とする。

(一般監査の実施方法等)

第4条 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、次の各号に掲げる事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、3年に1回とする。その実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする法人及び指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、平成29年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別紙「指導監査ガイドライン」（以下「指導監査ガイドライン」という。）に基づき実施する。

(1) 法人の運営について、法令及び通知（法人に係るものに限る。）に照らし、

特に大きな問題が認められないこと。

(2) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に該当する場合にあっては、中津市が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するとき、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

(1) 法第36条第2項及び法第37条又は法127条第5号ホ(2)の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。)第2条の30又は規則第40条の11第2項による準用後の第2条の30及び規則第40条第7項第1号の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合 5年に1回

(2) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19又は規則第40条第7項の規定による会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同等のものと考えられる監査。以下同じ。)が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合 5年に1回

(3) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下「専門家」という。)による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回

3 第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項について問題が認められない法人のうち前項に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると中津市が判断するときは、一般監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。

(1) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サ

サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001認証取得施設を有していること。

(2) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。

(3) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

4 新たに設立・認定された法人に対する一般監査については、原則として、設立・認定年度又は次年度において、当該法人の設立・認定後速やかに実施する。

5 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

（監査項目の省略等）

第5条 法第36条第2項及び法第37条又は法127条第5号ホ（2）の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19又は規則第40条第7項に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、指導監査ガイドラインのⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

2 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合には、指導監査ガイドラインのⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

3 第1項の会計監査及び前項の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、指導監査ガイドラインのⅠ「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査

を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものの内容を活用するものとする。

(特別監査の実施方法等)

第6条 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、指導監査ガイドラインに基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

2 特別監査の体制は、原則として課長職以上の職にある者を長として編成することとする。

3 特別監査の長は、監査終了後、その概況を上司に報告するとともに、必要に応じて関係行政機関と協議するものとする。

(実施計画の策定)

第7条 監査の実施計画は、毎年度当初に策定するものとする。

2 前項の実施計画の策定に当たっては、指導監査ガイドライン及び前年度の監査結果等を勘案して当該年度の重点事項を定めるほか、監査に当たる職員（以下「監査担当職員」という。）相互の有機的連携を図るなど監査の効率的な実施について配慮するものとする。

(監査班の編成)

第8条 一般監査においては、監査班は、原則として、監査指導室の職員2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は主幹以上の職にある者を充てるものとする。

2 監査に当たっては、前項の監査班に加え、子育て支援課、保育施設運営室、介護長寿課、福祉支援課（以下「関係事業課」という。）と連絡調整を行い、関係事業課は必要に応じて職員を同行させる等の協力を行うものとする。

3 監査に際しては、監査担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(監査の通知)

第9条 監査の実施に当たっては、法人等に対し、その期日、監査担当職員の氏名その他必要な事項を事前に通知するものとする。ただし、緊急に実施する必要がある場合は事前通知を省略することができる。

(監査の事前準備)

第10条 監査担当職員は、当該法人等に対する前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について、事前に十分調査、検討し、監査の実効を期すよう努めるものとする。

2 監査の効率的実施を図るため、監査に必要な資料は、法人にあらかじめ整備を行わせるとともに、必要に応じて事前に提出を求めるものとする。

(実施上の留意事項)

第11条 監査担当職員は、監査の趣旨を十分に理解し、その目的達成に努め、その職務を行うに当たっては、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導援助的な態度で臨むこと。
- (2) つとめて関係者の理解と自発的な協力が得られるよう配慮すること。
- (3) 直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、必要に応じて法人の責任者及び監事の参加又は立会いを求め、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。
- (4) 問題点を認めたときは、できるだけその発生原因の究明を行うよう努めること。
- (5) 指示又は回答は明確に行い、上司の指示を要すると判断される事項については、上司の指示を受けた後に、指示又は回答を行うこと。

(監査結果の処理)

第12条 指導監査の結果に基づいて行う法人への指導は、次のとおり実施する。

- (1) 法令又は通知の違反が認められる場合
 - ア 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置(以下「改善措置」という。)をとるべき旨を文書により指導する(文書指摘)。また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して法人から報告をさせ、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができる。
 - イ 違反の程度が軽微である場合又は違反についてアの指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導すること(口頭指摘)ができる。
- (2) 法令又は通知の違反が認められない場合は、法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができる。

- 2 前項の指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。
- 3 第1項の指導を行った事項について改善が図られない場合には、法第56条第4項又は第58条第2項又は法第144条準用後の第56条第4項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）をする等所要の措置を講ずる
- 4 前項の改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、法第56条第5項又は法第144条準用後の第56条第5項の規定に基づき、その旨の公表をする等所要の措置を講ずる。
- 5 第3項の改善勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第56条第6項又は第58条第3項又は法第144条準用後の第56条第6項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（以下「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずる。
- 6 前項の改善命令を受けた法人が、これに従わないときは、法第56条第7項及び第8項法第144条準用後の第56条第7項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員了解職勧告又は解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施する。

（監査会議の設置）

第13条 社会福祉法人の監査を効果的に実施することを目的として、社会福祉法人指導監査会議を設置する。

- 2 社会福祉法人指導監査会議の組織及び運営については別に定める。

（監査情報の公表）

第14条 監査に関する情報は、法人によって提供される福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者の保護に資するために必要と認められるときは、法令により非公開とされている場合を除き、中津市のホームページにおいてこれを公表することができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。